

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
別表第一 (第四条の二関係) 劇物 一〇の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) (112) (略) (113) (Z) —ニ—「二—フルオロ—五— (トリフルオロメチル) フェニルチオ」—ニ—「三— (二—メトキシフェニル) —・三—チアソリジン—ニ—イリデン」アセトニトリル (別名フルチアニル) 及びこれを含有する製剤 (114) (145) (略)	別表第一 (第四条の二関係) 劇物 一〇の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) (112) (略) (113) (144) (略)
十二〇三十二の二 (略) 三十二の三 二・二—ジメチル—二・三—ジヒドロ—ベンゾフラン—七—イル N— (N— (二—エトキシカルボニルエチル) — N—イソプロピルスルフェナモイル) — N—メチルカルバマート (別名ベンフラカルブ) 及びこれを含有する製剤。ただし、二・二—ジメチル—二・三—ジヒドロ—ベンゾフラン—七—イル N— (N— (二—エトキシカルボニルエチル) — N—イソプロピルスルフェナモイル) — N—メチルカルバマート六%以下を含有	十二〇三十二の二 (略) 三十二の三 二・二—ジメチル—二・三—ジヒドロ—ベンゾフラン—七—イル N— (N— (二—エトキシカルボニルエチル) — N—イソプロピルスルフェナモイル) — N—メチルカルバマート一%以下を含有

するものを除く。

三十三〜六十七 (略)

するものを除く。

三十三〜六十七 (略)